

「東日本ビジネスコネクト利用規定」 改定予定箇所抜粋表

赤字が改定予定箇所となります。

改定前	改定後
<p>第1章 総則・共通事項</p> <p>第2条 [サービス内容]</p> <p>本サービスを申し込むことにより、当行から無償で提供されます。サービスの内容は以下のとおりです。当行はこのサービス内容を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。</p> <p>取引照会サービス</p> <p>Web手続き</p> <p>外部連携サービス</p> <p>請求書作成サービス</p>	<p>第1章 総則・共通事項</p> <p>第2条 [サービス内容]</p> <p>本サービスを申し込むことにより、当行から無償で提供されます。サービスの内容は以下のとおりです。当行はこのサービス内容を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。</p> <p>取引照会サービス</p> <p>Web手続き</p> <p>外部連携サービス</p> <p>請求書作成サービス</p> <p>電子帳票照会サービス</p>
	<p>第5章 電子帳票照会サービス</p> <p>第38条 サービスの内容</p> <p>(1) 電子帳票照会サービスとは</p> <p>電子帳票照会サービスとは、第39条に定める書類（以下「対象書類」といいます）について、紙媒体に代えて電磁的に照会するサービスをいいます。</p> <p>(2) 対象口座</p> <p>照会対象となる口座は、対象書類ごとに当行が定めるものとします。</p> <p>第39条 対象書類</p> <p>対象書類は当行ウェブサイトに掲げる書類とします。</p> <p>なお、契約者の本サービスのご利用状況と、対象書類に関する取引のご利用状況により、照会対象とならない場合があります。なお、当行は対象書類を変更することがあります。</p> <p>第40条 対象書類の閲覧可能期間</p>

対象書類は、当行が定めた期間において閲覧できます。閲覧可能期間は電子帳票照会サービス画面にて確認できます。

第 41 条 照会の方法等

(1) 照会方法

照会の方法は、対象書類の記載事項をPDF形式のファイルで記録して、契約者の画面上で閲覧に供します。なお、契約書類を閲覧するためには、使用するパソコンにPDF閲覧ソフトが必要になります。

(2) 契約者における保存方法等

対象書類については、契約者のプリンター等で印刷すること、契約者のパソコンにPDF形式のファイルを保存することも可能です。

(3) 対象書類追加の通知

対象書類が新しく追加された場合は、その都度、電子帳票照会サービス画面上で通知します。

第 42 条 紙媒体での交付

契約者は、対象書類を紙媒体での交付が必要である場合、その都度、当行所定の方法により当行に届け出ることとします。

第 43 条 電子帳票照会サービスの終了

次の各号のいずれかに該当する場合は、電子帳票照会サービスは終了し、引き続き対象書類が存在する場合は、紙媒体に切り替えて交付します。

本サービスが終了した場合

当行が電子帳票照会サービスの利用を停止することが適当であると判断した場合

当行が電子帳票照会サービスの提供を終了した場合

改定年月

2023年 9月18日

改定年月

2025年6月2日